

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3第1項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定
原権者（委任先）：山口県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項 ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続） ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第12条（推薦等） ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（猟銃等射撃指導員の基準） ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）
<p>審 査 基 準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。</p> <p>なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2) 「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標 準 処 理 期 間：35日
申 請 先：所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：